

政令第 号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第四項、第十六条第一項、第十七条第一項、第五十条第一項、第七十条、第七十二条第二項、第七十六条第一項、第九十一条第二項、第一百六条第一項、第一百五十八条第一項及び第一百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 自動はかり

第五条第一号(1)及び(2)を削り、同号に次のように加える。

イ 平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの

ロ ひょう量が〇・五トン以上であつて、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるも

のを除く。)

第五条中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第二号ロに掲げるものうち、次に掲げるもの以外のもの

イ ホッパースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかり

第八条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

十一 酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

第八条中第十二号から第十七号までを削り、第十八号を第十二号とする。

第十二条中「別表第三第一号イ」を「別表第三第二号イ」に、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改める。

第二十六条中第十八号を第二十二号とし、第九号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第五条第四号」を「第五条第五号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号を同条第十一号とし、同条第六号中「第五条第三号」を「第五条第四号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第五号を第九号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

- 二 ホッパースケール
- 三 充填用自動はかり
- 四 コンベヤスケール
- 五 自動捕捉式はかり

附則第五条第一項中「定めるもの（」の下に「法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十一年三月以前である検定証印等が付されたものに限り、」を加え、「、当分の間」を削る。

別表第三中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一号ハ中「第三十条第三号」を「第四十条第三号」に改め、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 質量計	
イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。）	二年
ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	六年

別表第四第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 自動はかり	産業技術総合研究所又 は指定検定機関	産業技術総合研究所 又は指定検定機関
---------	-----------------------	-----------------------

別表第四第五号イ中「第五条第三号から第五号まで」を「第五条第四号から第六号まで」に改める。

（計量法関係手数料令の一部改正）

第二条 計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一 経済産業省令で定める機関が作成した法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

二 法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異なる型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

別表第四第一号中「四十八万四千六百円」を「四十万八千六百円」に改め、同表第二号イ(1)中「六十六万九千九百円」を「五十五万九千二百円」に改め、同号イ(3)中「八十七万四千六百円」を「七十六万三千九百円」に改め、同表第五号イ(1)中「五十五万八千九百円」を「四十万三千九百円」に改め、同号ロ(2)中「充填機構」を「充填機構」に、「五十八万八千九百円」を「四十四万二千九百円」に改め、同号ハ中「五十八万八千九百円」を「四十四万二千九百円」に改め、同号ニ(1)中「六十万七千九百円」を「四十五万八千九百円」に

改める。

別表第四に備考として次のように加える。

備考 上欄に掲げる特定計量器（第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十五号イからトまでに限る。）について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあつては、下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。

- 一 放射無線周波電磁界イミュニティ試験 十二万三千三百円
- 二 無線周波電磁界によつて誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 五万四千四百円
- 三 サージイミュニティ試験 三万八千六百円
- 四 ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験 八万二千七百円

別表第五備考第一号中「金額と」を「金額に」に、「額とを」を「額を」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中計量法施行令第八条の改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(特定計量器の使用に関する経過措置)

第二条 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）については、計量法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）前までは、同条第一項第三号の検定証印等（次項において単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

2 検定証印等が付されていない特定計量器であつて、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

(特定計量器の検定の開始時期)

第三条 特定計量器については、それぞれ附則別表の第四欄に掲げる日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。

(自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の計量法施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりの製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに」とする。

(特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正)

第五条 特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成五年政令第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七号」を「第十一号」に改める。

附則別表

特定計量器(法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。)	新たに使用するもの	既使用のものについて	検定の開始日
	についての使用の制	での使用の制限の開	

	限の開始日	始日	
一 自動捕捉式はかり	平成三十四年四月一日	平成三十七年四月一日	平成三十一年四月一日
二 ホツパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール	平成三十五年四月一日	平成三十八年四月一日	平成三十二年四月一日